平成２４年（フ）第４０号
北海道上川郡当麻町字園別一区
債務者　有限会社測建トレース
代表者取締役　綿谷久美子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後２時
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
北海道旭川市常盤通２丁目1970番地86
債務者　有限会社グッドカンパニー
代表者代表取締役　石崎　裕公
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
広島県庄原市西城町中野1341番地の１
債務者　株式会社稲村運送
代表者代表取締役　稲村　勝博
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後２時
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７号
岩手県大船渡市盛町字下舘下39番地10　西村荘５号、前住所岩手県大船渡市末崎町字大田37番地189
債務者　久池井　力
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第７２号
仙台市泉区虹の丘２丁目４番地の16
債務者　森　　明彦
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門間久美子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
福島市南矢野目字端下１番地の19
債務者　伊藤　峰雄
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油木　　香
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
岡山市中区浜２丁目５番34―205号
債務者　新井恵一朗
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保191―２
ラ・ソレアード105号室、住民票上の住所徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱76番地１、旧住所徳島県吉野川市鴨島町喜来１番地
債務者　井内　政和
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保191―２
ラ・ソレアード105号室、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町富吉字富吉24番地11、旧住所徳島県吉野川市鴨島町喜来１番地
債務者　井内　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉24番地11
債務者　岡村　和子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　　健
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
青森県弘前市大字石渡２丁目５番地３
債務者　成田　　宏
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１９号
千葉県夷隅郡大多喜町横山633番地１　横山ハイツⅠ、住民票上の住所千葉県夷隅郡大多喜町久我原871番地７
債務者　大曽根弘行
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神定　　大
4　破産債権の届出期間　平成24年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
名古屋市瑞穂区川澄町４―２―１　スカイビュー瑞穂304号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区市丘町２丁目38番地の２　瑞穂公園南パークホームズ201号
債務者　相澤　尚孝
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　健一
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
北海道岩見沢市栗沢町西本町43番地１
債務者　平田　俊一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　智
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部